

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営細則の改正（案） 新旧対照表

改 正 （案）	現 行
第1条 (略) (議事)	第1条 (略) (議事)
第2条 (略) 2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する <u>漁業調整室漁業業務推進課</u> に行わせることができる。	第2条 (略) 2 委員長は、自らの監督の下、前項の規定に基づく電子メールの送受信等の事務を、運営委員会の庶務を処理する <u>漁業管理・融資室業務推進課</u> に行わせることができる。
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この細則は、令和元年9月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。